

はじめに

米国の輸出規制は、対共産圏輸出規制委員会(COCOM)そしてそれに続くワッセナーアレンジメント(WA)という国際的な枠組みを根拠とする中で、自国を取り巻く経済情勢のもと、さまざまな局面から国家安全保障を図っています。そしてその中核となる米国輸出管理法は、米国の国内法を海外の国にも適用する「域外規制(Extraterritorial Control)」を行っています。

若し、日本企業がこれに違反した場合には、罰金、禁固、取引禁止顧客(Denied Persons)としての指定、米国政府調達からの除外等が課せられ、そのため実質的に米国との取引が以後出来なくなる事態が生じます。また、大学や研究機関も例外ではありません。

このため、現実の対応として、米国の輸出規制を理解した上でのコンプライアンスプログラムの作成、コンプライアンススタッフの育成などを図り、自主的に法令を遵守しつつビジネスを進めることが、日頃の企業活動としては必要不可欠なものとなっています。

しかしながら米国の輸出規制を理解することは、商務省だけでなく国務省、財務省等多岐にわたる申請、そして昨今の米国経済および国際政治情勢の影響を受け、頻繁に規制内容の変更があることから困難な場合もあると言えます。

当センターでは、こうした事情から産業界の要望に基づき、米国の輸出規制内容および実態について広く理解していただくため、米国輸出管理法令に関する各種のセミナーを企画すると共に関連図書の発行にも努めてまいりました。

本書に掲載されている Q&A やケーススタディは、主に CISTEC 安全保障貿易管理研修会<海外法制度シリーズ>の「米国再輸出規制」における Q&A コーナーで頂いたご質問をまとめたものです。当時の Q&A は CISTEC ジャーナル各号に掲載してきましたが、今般、項目ごとに整理・追加し、併せて最新の EAR にもとづいて編集いたしました。

本書を作成するにあたり、ご協力いただいた皆様に深く感謝いたしますとともに、本書が米国輸出規制に取り組まれる皆様の理解と実務に少しでも役立つようご活用いただければ幸いです。

2012 年 2 月

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
専務理事 押田 努